

## 美幌町学校給食運営委員会資料

1. 美幌町学校給食運営委員会委員名簿	… 1 頁
2. 地元産農産物の使用状況について	… 2 頁
3. 食物アレルギー調査集計結果（学校別）	… 3 頁
4. 学校給食費年度別徴収率実績表	… 4 頁
5. 美幌町の学校給食における食物アレルギー対応指針	… 5～6 頁
6. 美幌町食物アレルギー診断経費支援金交付要綱	… 7 頁
7. 学校給食事故管理マニュアル	… 8 頁
8. 美幌町第3子以降学校給食費補助事業実施要綱	…9～11 頁

## 美幌町学校給食運営委員名簿

(任期 R4. 5. 7~R6. 5. 6)

No	区分	氏名	所属	委嘱年月日
1	学校長	橋本雄一郎	美幌小学校	R4.5.7
2	〃	菅原浩人	東陽小学校	R4.6.29
3	〃	池田潤	旭小学校	R3.4.28
4	〃	長谷博文	美幌中学校	R4.5.7
5	〃	竹内昭二	北中学校	R2.5.7
6	学校医	玉川英文	美幌医師会	R2.5.7
7	学校薬剤師	中村美千代	美幌薬剤師会	H28.5.7
8	美幌消防署長	尾形正人	美幌消防署	R3.4.28
9	PTA会長	佐藤朴元	東陽小学校	R4.5.7
10	〃	川口智貴	旭小学校	R4.5.7
11	保護者	小比賀康彦	北中学校	R4.5.7
12	〃	寺崎智史	美幌小学校	R4.5.7
13	〃	佐藤圭介	美幌中学校	R2.5.7

地元産農産物の使用状況について

作物名	単位	令和3年度					令和2年度					平成31年度				
		総数量	地元産	その他	地元産 使用率	前年度と の比較	総数量	地元産	その他	地元産 使用率	前年度と の比較	総数量	地元産	その他	地元産 使用率	
アスパラガス	kg	40	40	0	100.0%	0.0%	40	40	0	100.0%	0.0%	40	40	0	100.0%	
小松菜	kg	221	16	205	7.2%	-34.5%	163	68	95	41.7%	27.7%	100	14	86	14.0%	
にんじん	kg	4,223	1,833	2,390	43.4%	15.3%	4,145	1,166	2,979	28.1%	-14.4%	4,231	1,799	2,432	42.5%	
根深ネギ	kg	1,260	614	646	48.7%	17.3%	1,379	433	946	31.4%	-9.7%	1,156	475	681	41.1%	
白菜	kg	2,079	1,397	682	67.2%	13.3%	1,912	1,030	882	53.9%	3.9%	1,881	940	941	50.0%	
大根	kg	1,150	384	766	33.4%	-12.8%	1,588	733	855	46.2%	0.0%	1,249	577	672	46.2%	
パセリ	kg	2	0	2	0.0%	0.0%	2	0	2	0.0%	0.0%	2	0	2.0	0.0%	
ピーマン	kg	483	80	403	16.6%	-12.8%	433	127	306	29.3%	-12.7%	424	178	246	42.0%	
ほうれん草	kg	407	215	192	52.8%	-21.0%	633	467	166	73.8%	7.4%	402	267	135	66.4%	
玉ネギ	kg	6,188	5,439	749	87.9%	-6.1%	5,850	5,497	353	94.0%	19.0%	6,189	4,637	1,552	74.9%	
チンゲンサイ	kg	385	0	385	0.0%	0.0%	346	0	346	0.0%	0.0%	395	0	395	0.0%	
キャベツ	kg	2,046	1,207	839	59.0%	-9.7%	1,925	1,323	602	68.7%	-8.4%	1,930	1,488	442	77.1%	
キュウリ	kg	399	49	350	12.3%	5.0%	414	30	384	7.2%	-18.2%	373	95	278	25.5%	
ごぼう	kg	378	345	33	91.3%	-8.7%	538	538	0	100.0%	0.0%	400	400	0	100.0%	
なす	kg	25	0	25	0.0%	0.0%	42	0	42	0.0%	0.0%	26	0	26	0.0%	
ニラ	kg	43	0	43	0.0%	0.0%	56	0	56	0.0%	-15.1%	86	13	73	15.1%	
じゃがいも	kg	1,691	1,691	0	100.0%	0.0%	1,652	1,652	0	100.0%	0.0%	2,152	2,152	0	100.0%	
生しいたけ	kg	363	0	363	0.0%	0.0%	390	0	390	0.0%	0.0%	316	0	316	0.0%	
シヨウガ	kg	49	0	49	0.0%	0.0%	36	0	36	0.0%	0.0%	38	0	38	0.0%	
ニンニク	kg	27	0	27	0.0%	0.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0.0%	
もやし	kg	1,688	0	1,688	0.0%	0.0%	1,913	0	1,913	0.0%	0.0%	1,726	0	1,726	0.0%	
計	kg	23,147	13,310	9,837	57.5%	1.6%	23,457	13,104	10,353	55.9%	-0.7%	23,116	13,075	10,041	56.6%	

食物アレルギー調査集計結果(学校別)

R3.12.27 現在

学校	学年	児童生徒数	回収数	未提出者数	回収率	食物アレルギーのある人数	食物アレルギーの有病率	アフラキシンショック症状のある人数	アフラキシン有病率	エビペン保持者数	学校での食物アレルギー対応希望者数
		①	②	①-②	②÷①	③	③÷②	④	④÷②	⑤	⑥
美小	新1年生	39	39	0	100.0%	4					
	1年生	39	39	0	100.0%	4		1			
	2年生	48	48	0	100.0%	3					1
	3年生	49	49	0	100.0%	7					3
	4年生	52	52	0	100.0%	6					2
	5年生	66	65	1	98.5%	7					1
	6年生	49	48	1	98.0%	7					1
	計	342	340	2	99.4%	38	11.2%	1	0.29%	0	7
東陽	新1年生	46	46	0	100.0%	2					
	1年生	36	36	0	100.0%	6					1
	2年生	48	48	0	100.0%	4					
	3年生	55	55	0	100.0%	3					1
	4年生	48	48	0	100.0%	1					1
	5年生	50	50	0	100.0%	4					2
	6年生	59	59	0	100.0%	9		1			4
	計	342	342	0	100.0%	29	8.5%	1	0.29%	0	8
旭小	新1年生	25	25	0	100.0%	1					
	1年生	26	26	0	100.0%	4					
	2年生	31	29	2	93.5%	6		1			2
	3年生	38	38	0	100.0%	2					
	4年生	36	35	1	97.2%	6		1			
	5年生	32	29	3	90.6%	6					
	6年生	36	36	0	100.0%	5					
	計	224	218	6	97.3%	30	13.8%	2	0.92%	0	2
小学校計		908	900	8	99.1%	97	10.8%	4	0.44%	0	17
美中	1年生	68	68	0	100.0%	9					
	2年生	67	65	2	97.0%	7		1		1	2
	計	135	133	2	98.5%	16	12.0%	1	0.75%	1	2
北中	1年生	82	79	3	96.3%	11		1			
	2年生	59	58	1	98.3%	5				1	
	計	141	137	4	97.2%	16	11.7%	1	0.73%	1	0
中学校計		276	270	6	97.8%	32	11.9%	2	0.74%	2	2
令和3年度調査合計		1,184	1,170	14	98.8%	129	11.0%	6	0.51%	2	19

☆過去4年間の調査結果

令和2年度調査計	1,269	1,265	4	99.7%	134	10.6%	12	0.95%	2	16
令和元年度調査計	1,328	1,317	11	99.2%	139	10.6%	10	0.76%	3	19
平成31年度調査結果	1,379	1,374	5	99.6%	141	10.3%	8	0.58%	1	20
平成30年度調査結果	1,394	1,392	2	99.9%	161	11.6%	8	0.57%	1	13

## 学校給食費年度別徴収率実績表

(学校給食グループ)

### 1. 学校給食費年度別収納状況(現年度)

年度/区分	小学校			中学校			合計					
	調定額	収納額	収納未済額	収納率	調定額	収納額	収納未済額	収納率	調定額	収納額	収納未済額	収納率
平成24年度	53,906,005	53,480,905	425,100	99.2%	36,087,545	35,543,945	543,600	98.5%	89,993,550	89,024,850	968,700	98.9%
平成25年度	52,176,489	51,845,189	331,300	99.4%	34,943,665	34,459,165	484,500	98.6%	87,120,154	86,304,354	815,800	99.1%
平成26年度	49,791,754	49,499,554	292,200	99.4%	31,987,673	31,738,573	249,100	99.2%	81,779,427	81,238,127	541,300	99.3%
平成27年度	49,610,727	49,298,027	312,700	99.4%	31,869,432	31,586,132	283,300	99.1%	81,480,159	80,884,159	596,000	99.3%
平成28年度	49,508,595	49,251,295	257,300	99.5%	32,359,357	32,152,757	206,600	99.4%	81,867,952	81,404,052	463,900	99.4%
平成29年度	47,573,441	47,326,241	247,200	99.5%	32,573,372	32,417,172	156,200	99.5%	80,146,813	79,743,413	403,400	99.5%
平成30年度	45,646,665	45,198,365	448,300	99.0%	30,995,038	30,878,338	116,700	99.6%	76,641,703	76,076,703	565,000	99.3%
平成31年度	40,634,142	40,273,842	360,300	99.1%	27,775,502	27,366,052	409,450	98.5%	68,409,644	67,639,894	769,750	98.9%
令和2年度	44,019,913	43,834,913	185,000	99.6%	27,597,089	27,481,089	116,000	99.6%	71,617,002	71,316,002	301,000	99.6%
令和3年度	41,892,086	41,814,386	77,700	99.8%	27,830,216	27,801,516	28,700	99.9%	69,722,302	69,615,902	106,400	99.8%

単位:円

### 2. 学校給食費年度別収納状況(過年度)

年度/区分	調定額	収納額	不納欠損額	収納未済額	収納率	合計収納率 (現+過年度)	
						収納率	合計収納率
平成24年度	5,756,196	413,600	0	5,342,596	7.2%	93.4%	
平成25年度	6,311,296	348,900	2,971,001	2,991,395	5.5%	92.7%	
平成26年度	3,807,195	397,300	0	3,409,895	10.4%	95.4%	
平成27年度	3,951,195	494,900	0	3,456,295	12.5%	95.3%	
平成28年度	4,052,295	357,500	0	3,694,795	8.8%	95.2%	
平成29年度	4,158,695	471,700	0	3,686,995	11.3%	95.1%	
平成30年度	4,090,395	584,500	0	3,505,895	14.3%	95.0%	
平成31年度	4,070,895	436,100	0	3,634,795	10.7%	93.9%	
令和2年度	4,404,545	427,950	0	3,976,595	9.7%	94.4%	
令和3年度	4,272,295	800,400	0	3,471,895	18.7%	95.2%	

単位:円

### 3. 学校別未納額状況(令和3年度分)

学校	未納額	未納校数
美幌小学校	0	0
東陽小学校	2	2
旭小学校	0	0
美幌中学校	1	1
美幌北中学校	0	0
合計	3	3

単位:円

令和3年度滞納繰越合計(令和4年度過年度調定額)

3,578,295 円

# 美幌町の学校給食における食物アレルギー対応指針

(平成28年 3月 7日策定)

## 1 基本的な考え方

美幌町教育委員会は、平成26年10月に北海道教育委員会が策定した「学校における食物アレルギー対応の進め方」に沿ったアレルギー対応を実施します。

## 2 具体的な対応

- ①児童生徒の食物アレルギー情報を正確に把握するため、毎年、翌年に小学校入学予定の児童を含め、食物アレルギー調査を実施します。
- ②食物アレルギー調査の結果をデータベース化し、学校、給食センター、学校教育グループにおいて情報の共有を図ります。
- ③保護者は、学校での食物アレルギーに対する取組を希望する場合、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「管理指導表」という。）を必ず学校に提出する。  
管理指導表は、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年提出する。
- ④美幌町教育委員会は、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して、管理指導表の作成に要する費用を助成し、保護者の負担軽減を図ります。
- ⑤管理指導表を基に、対象児童生徒への対応方法の検討、決定を行います。
  - ・個別面談（保護者、学級担任、養護教諭、栄養教諭、栄養職員）の実施。
  - ・個別の取組プランを作成する。
  - ・取組プランを全教職員へ周知、徹底する。

## 3 給食実施日における対応方法

- ①レベル1【詳細な献立表対応】
  - ・学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配付し、それをもとに保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で原因食品を除去しながら食べる。
  - ・全ての対応の基本であり、レベル2、3でも詳細な献立表は提示する。
- ②レベル2【一部弁当対応又は完全弁当対応】
  - ・一部弁当対応は、除去食の対応が困難な献立に対して、家庭から弁当（代替食）を持参。
  - ・完全弁当対応は、全ての学校給食に対して弁当を持参。

### ③レベル3【除去食対応】

- ・原因食品を除いた給食を提供する。
- ・献立によっては、レベル2の対応をすることもあります。

※年々食物アレルギー児童生徒が増加傾向にある中、学校におけるアレルギー対応人数の増加、重度のアナフィラキシーの症状を示すケース、コンタミネーションのリスクがあるケースなどにおいては、児童生徒への安全・安心な給食の提供を第一と考え、アレルギー対応における除去食対応を困難と判断する場合があります。

- ・「コンタミネーション」とは、食品の製造過程で機械や器具から偶発的に原因食物が微量に混入してしまうこと。

## 4 学校給食費の取扱い

### ①献立によって弁当を持参する場合

「1 食単価×給食を食べない日数」の金額を算出し返金する。

### ②主食（ごはん、パン、麺）を中止する場合

中止回数分の金額を返金する。

### ③牛乳を中止する場合

中止回数分の金額を返金する。

### ④献立によって除去食を提供する。又は、一部弁当を持参する場合

返金は行わない。

### ⑤献立によって副食の一部を自分で除去する場合

返金は行わない。

## 美幌町食物アレルギー診断経費支援金交付要綱

### (通則)

第1条 美幌町食物アレルギー診断経費支援金（以下「支援金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、美幌町における食物アレルギー対策として、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して、医師が作成する学校生活管理指導表の作成に要する費用を助成することにより、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるとともに、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

### (支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、美幌町立小学校又は中学校に通学する児童生徒及び通学予定者であって、食物アレルギーを有することにより学校生活において特別な配慮や管理が必要と認められる者の保護者とする。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、一申請につき3,000円を上限とする。

### (支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者は、美幌町食物アレルギー診断経費支援金交付申請書（様式第1号）に医療費自己負担額及び学校生活管理指導表作成費用を納付したことを証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

### (支援金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、美幌町食物アレルギー診断経費支援金交付決定通知書（様式第2号）により、支援金の交付をしないことを決定したときは、美幌町食物アレルギー診断経費支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に対し通知するものとする。

### (支援金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、支援金を交付するものとする。

### (支援金の返還)

第8条 町長は、虚偽又は不正な手段で支援金の交付を受けた交付決定者があるときは、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させることができる。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

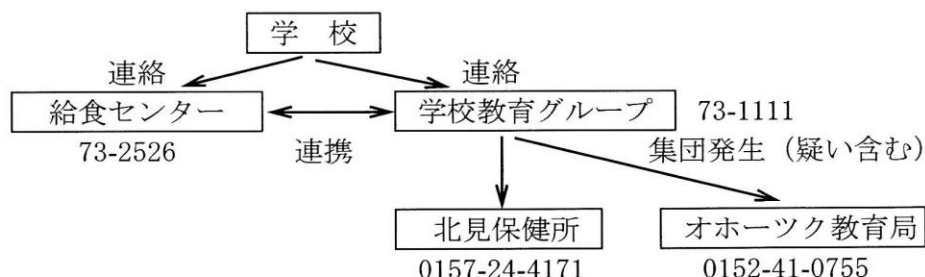
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



# 学校給食事故管理マニュアル

## 異常が見つかった場合(除く、食中毒、伝染病の事故)



### 学 校

#### 報告事項

患者数、学級別・職員等の発生状況、主要症状、発症日時 等

#### 報 告

第1報 電話により給食センター、学校教育グループに連絡する。

第2報 細部を調査して報告する。 個人別聴取用紙の提出  
学校別体調不良症状一覧表の提出

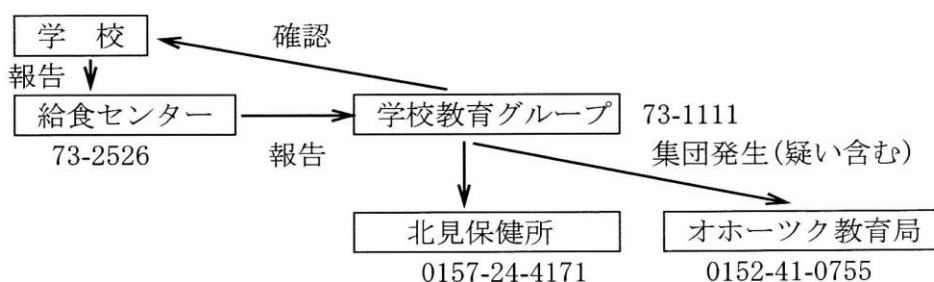
### 学校教育グループ

- ・ 詳細情報の収集、報告を受けた学校に出向く。
- ・ 電話並びに庁内LANにより、全学校へ情報提供と同じ事案の確認をする。

### 給食センター

- ・ 報告を受けた学校に出向く。学校教育グループとの連携する。

## 検食で異常が見つかった場合



### 学 校

- ・ 校長(検食者)から、給食センターに連絡し、庁内LANにより「検食簿」を送る。

### 給食センター

- ・ 状況確認のため、栄養士を含めた2名以上で、学校に出向く。
- ・ 各学校に連絡して、検食の状況の情報を収集する。
- ・ 学校教育グループに報告する。

## 美幌町第3子以降学校給食費補助事業実施要綱

(令和2年4月1日制定)

### (通則)

第1条 美幌町第3子以降学校給食費補助事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、美幌町補助金等交付規則（平成15年美幌町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 町は、町立学校に在籍する第3子以降の児童及び生徒の学校給食に係る経費を助成することにより、多子世帯の保護者の負担を軽減するとともに、少子化対策並びに子育て支援に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校に就学している者をいう。
- (2) 生徒 学校教育法第1条に規定する中学校に就学している者をいう。
- (3) 保護者 児童又は生徒に係る学校給食費の納入義務者をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者を養育する保護者（以下「申請者」という。）とする。

- (1) 美幌町立学校設置条例（昭和39年美幌町条例第37号）第2条に規定する小中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の児童又は生徒

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号の全てに該当する者の学校給食費相当額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部についての給付等を受けた場合は、補助金の額から当該給付額に相当する額を除くものとする。

### (権限の委任)

第6条 補助対象者は、当該補助金の申請に当たり、当該補助金に係る申請及び実績報告を行う権限、受領した当該補助金を学校給食費に充当する権限その他補助金に関する一切の権限を、次条第1項に定める手続により、児童又は生徒が在籍する学校長が指定する美幌町第3子以降学校給食費補助事業代表者（以下「代表者」という。）及び学校給食センター所長に委任するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者が補助金の交付を申請するときは、当該児童又は生徒が在籍する学校長に美幌町第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼委任状(様式第1号)を提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書兼概算払申請書に、前項の美幌町第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼委任状(様式第1号)と次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出するものとする。

- (1) 美幌町第3子以降学校給食費補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 美幌町第3子以降学校給食費無償化補助申請者内訳書(様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条第2項の規定により交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、審査に必要があると認めるときは、関係する資料等の提出を申請者及び補助対象者から求めることができる。

2 町長は、前項の審査により交付すべきものと認めたときは、規則第5条第1項に規定する補助金等交付決定通知書兼概算払決定通知書により、当該申請書を提出した学校長を通じて代表者に通知するとともに、美幌町第3子以降学校給食費補助金交付決定通知書(様式第4号)により対象となる保護者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 申請者は、申請した内容に変更があったときは、美幌町第3子以降学校給食費補助事業変更承認申請書(様式第5号)により代表者に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定による申請があったときは、規則第6条第1項第1号に規定する補助事業等変更承認申請書兼概算払変更承認申請書に変更の内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認すると決定したときは、規則第6条第1項第1号に規定する補助事業等変更決定通知書兼概算払変更決定通知書により代表者に通知するものとする。

(補助金の実績報告等)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた代表者は、学校長を通じて補助金の交付の対象となる学校給食の実施日の属する年度の給食提供最終日の翌日までに、規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 美幌町第3子以降学校給食費補助事業報告書(様式第6号)
- (2) 美幌町第3子以降学校給食費無償化補助実績内訳書(様式第7号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、規則第 12 条に規定する補助金等交付額確定通知書により代表者に通知するとともに、美幌町第 3 子以降学校給食費補助金等交付額確定通知書（様式第 8 号）により対象となる申請者に通知するものとする。

(補助金の学校給食費への充当)

第 12 条 補助金は、年度末で精算し、交付するものとする。

2 町長は、前条の規定により確定した補助金をもって、当該補助金に係る学校給食費相当額を、町の会計に充当するものとする。

(報告又は調査)

第 13 条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた代表者及び申請者に対し、補助金の支給に関する報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消し)

第 14 条 町長は、規則第 14 条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、代表者及び申請者へ美幌町第 3 子以降学校給食費補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により、通知するものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。